

朝霞市建設工事(土木工事)における週休2日制工事实施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手の確保・育成、就業者の処遇改善及び休日確保等の働き方改革を推進するため、朝霞市が発注する土木工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 週休2日制工事

「週休2日制工事(現場閉所型)」及び「週休2日制工事(交替制)」の総称をいう。

2 週休2日制工事(現場閉所型)

対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)

対象期間において、全ての週の土曜日及び日曜日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土日閉所のみでは28.5%に満たない月は、その月の土日合計日数以上に閉所を行っている場合に達成とみなす。また、工事着手月及び完成月も同様とする。

③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は対象期間に含めない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示する。

また、契約締結後、完全週休2日(土日)の取組に当たり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日(以下「代替休日」という。)を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者

の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業及び期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とする。

(3) 現場閉所

対象期間中に、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合は、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で速やかに振替作業日の予定も含め、監督員に報告する。

(4) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定し、又は祝日を充てることができる。現場閉所日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(7) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

3 週休2日制工事(交替制)

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

(1) 週休2日

① 完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%(2日/7日)以上を達成したと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休2日の判断に当たり、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても28.5%に満たない場合は、その月の土日合計日数以上に休日確保を行っている場合に達成とみなす。また、工事着手月及び完成月も同様とする。

③ 通期の週休2日

対象期間において、休日率が28.5%(8日/28日)以上を達成したと認め

られる状態をいう。

(2) 対象者

当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請(建設工事の請負契約分のみ)の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

(3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。降雨、降雪等による予定外の休日も休日に含める。

(4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請については現場着手日から現場完成日までの期間、下請については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は対象期間に含めない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示する。

また、契約締結後、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業及び期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。

(5) 休日率

休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象工事)

第3条 週休2日制工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は週休2日制工事としないことも可能とする。

- (1) しゅん工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事【災害復旧工事(緊急随契を行うような工事)、応急工事等】
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事は、週休2日制工事(現場閉所型)による発注を原則とする。ただし、現場閉所が困難な工事については、週休2日制工事(交替制)として発注することができる。

- 2 週休2日制工事(交替制)として発注した工事について、受注者が週休2日制工事(現場閉所型)を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、週休2日制工事(現場閉所型)に変更できるものとする。
- 3 発注者は、週休2日制工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として14日を上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議の上、適切に工期の変更契約を行う。
 - (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
 - (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
 - (3) 工事中止又は工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
 - (4) 資機材又は労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
 - (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第6条 発注者は、週休2日制工事の当初の設計価格においては、完全週休2日(土日)(交替制にあつては完全週休2日)を達成した場合の補正係数により各経費に乗じた補正を行うものとする。

- 2 契約締結後、受注者の意向を確認し、完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。
- 3 発注者は、現場閉所率又は休日率の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日も未達成の場合は補正係数を除した変更契約を行う。
- 4 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制(※1)を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に、振替前の日を現場閉所したものとみなす。
- 5 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

※ 1 年単位の変形労働時間制とは（労働基準法（昭和22年法律第44号）第32条の4）

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「現場閉所型」の補正係数

経費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

「交替制」の補正係数

経費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

（実施方法）

第7条 発注者は、入札公告又は指名通知書に週休2日制工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 受注者は、現場着手前に、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

3 対象期間中は、方式に応じて次のとおり対応するものとする。

(1) 現場閉所型

受注者は、現場閉所を行う場合、監督員に事前に連絡する。監督員の押印が必要となる書面の提出は要しない。連絡は、電子メール等の後日確認できる方法が望ましい。ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合、週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合、官公庁の休日の場合は連絡不要とする。

発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示を行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。

受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導する。

(2) 交替制

受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況に係る書類を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導する。

4 受注者は、週休2日の取組状況及び達成状況の確認のため、次に掲げる書類を別紙様式により作成し、監督員に提出するものとする。

- (1) 現場閉所型 「現場閉所実績報告書（様式1）」
- (2) 交替制 「休日確保状況チェックリスト（様式2）」

5 現場完成時は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、方式に応じた実績書類(前項に規定する別紙様式を含む。)を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。
- (2) 発注者は、達成状況に応じ、週休2日に係る経費について必要となる変更契約を行う。
- (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続期間を確保できないおそれがある場合は、受発注者協議により実績を確認する日を決定し、それ以降の現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。

- 2 通期の週休2日が達成できなかった場合や、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月18日以後に公告する工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の実施日前に、この要領による改正前の朝霞市建設工事(土木工事)における週休2日制工事実施要領第6条の規定により設計をした工事の補正係数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行う工事に適用する。
- 2 この要領の施行日前に、改正前の要領により設計をした工事の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙1

<入札公告又は指名通知書>

本工事は、「朝霞市建設工事(土木工事)における週休2日制工事実施要領」に規定する「週休2日制工事(現場閉所型)」となります。

<特記仕様書>

朝霞市週休2日制工事(土木工事)特記仕様書

本工事は、「朝霞市建設工事(土木工事)における週休2日制工事実施要領」に規定する「週休2日制工事(現場閉所型)」であり、工事の実施にあたっては同要領に従うものとする。

参考：朝霞市役所ホームページ「週休2日制工事の実施に取り組みます」

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/syukyuhutuka.html>

※「 」内は発注方式に応じて変更すること。